

令和 5 年 4 月 20 日

国土交通省 船員政策課 御中

一社) 大日本水産会
参与 木上正士

平素は、各段のご高配を賜り、漁船漁業に係る様々な船員政策を講じて頂き感謝申し上げます。

特に直近では 4 級海技士及び 5 級海技士乗船実習コースを創設して頂き、漁船漁業に就業する若者のキャリアアップ支援として、また、漁業経営者の船舶職員不足問題を解消するためのツールとして機能し始めており、関係者一同心より感謝しているところです。

さて、今回船員部会において「船員行政のDX」というテーマで審議されるにあたり、漁業界からの要望として「海技免状の履歴限定解除に係るデジタル化」について、述べさせていただきます。

先般、4・5 級船舶職員養成施設の卒業生を対象とした海技士乗船実習コースで海技免状取得に関する乗船履歴の短縮が実現致しましたが、口述試験に合格して発給された海技免状には履歴限定が所定の月数付されております。この履歴限定解除には、所定の月数の乗船履歴が経過した後、本人が雇い入れた地方運輸局に申請する必要があります。

水産業界は遠洋漁業、特にかつお・まぐろ漁業において船舶職員不足のため同実習コースが活用されておりますが、長期航海で解除に必要な履歴を超えても数ヶ月乗船しているケースが多数みられます。そのため折角皆様のご配慮により創設して頂いた制度が、本人のキャリアパスにとっては、同実習コースに乗船しない方が結果としてスムーズに当該海技免状の効力が得られる場合も想定されます。

4・5 級船舶職員養成施設の卒業生が、法律上必要とされる最小限の乗船履歴で当該海技士免許が取得・発給され効力が発揮されますよう「船員行政のDX」により実現して頂きますようお願い致します。